

福井工業大学大学院 工学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、福井工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき福井工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において必要な事項を定めることを目的とする。

(入学選考)

第2条 入学志願者については、学力・人物・身体について選考する。

(外国人留学生入学)

第3条 外国人留学生として、本大学院に入学を志願する者については、本大学院学則第20条の規定及び福井工業大学学則第47条第2項の規定に準用する。

(専攻主任)

第4条 各専攻に専攻主任を、専攻内の各コースにコース主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻の教授の中から1名を選任する。

3 コース主任は、各コースの教授の中から1名を選任する。

(研究指導教員)

第5条 各学生ごとに、当該専攻の専任教員の中から研究指導教員を定める。

2 研究指導教員は、特定の学生について、授業科目の履修及び学位論文の作成等を指導する。

(受講登録)

第6条 学生は、研究指導教員の指導のもとに、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期所定の期日までに受講登録をしなければならない。

(他の専攻の授業科目の履修)

第7条 学生は、他の専攻の授業科目を履修する場合には、研究指導教員の承認を受けるとともに当該専攻主任の許可を受けなければならない。

(他の大学院の授業科目の履修)

第8条 学生は、他の大学院の授業科目を履修する場合には、研究指導教員の承認を受けるとともに研究科委員会の許可を受けなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 学生は、入学前に本大学院又は他大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院において修得した単位として認定を行う場合には、研究科委員会の許可を受けなければならない。

(履修科目の試験)

第10条 履修科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試問又は研究報告によって行い、その評価は、当該授業科目担当の教員が行う。

(研究題目)

第11条 学生は、研究指導教員の指導により入学後1年以内に研究題目を決定し、届け出なければならない。

(学位論文の審査)

第12条 学位論文の審査については、福井工業大学学位規程の定めるところによる。

(最終試験)

第13条 最終試験については、福井工業大学学位規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月24日改正)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月19日改正)

この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月7日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する (起案番号第1424号)。

附 則 (令和3年3月28日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。